

事業所得や不動産所得等のある方は

# 帳簿への記帳や帳簿書類の保存

が必要です！

個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます。）は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

また、請求書や領収書などに相当する電子データをやりとりした場合は、原則、その電子データを一定の要件に従って保存する必要があります。

## 記帳・帳簿等保存制度

記帳の際は、会計ソフトを利用すると便利です！

### ➤ 記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

なお、消費税の課税事業者となる方は、軽減税率の対象となる売上げ・仕入れがある場合、税率ごとに区分して帳簿に記載する必要があります。

### ➤ 帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を下表のとおり保存する必要があります。

#### 【青色申告の場合】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	7年
	現金預金取引等関係書類	7年 (※)
	その他の書類	5年

※ 前々年分の事業所得及び不動産所得の金額が300万円以下の方は5年

#### 【白色申告の場合】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

▶ 令和4年以降、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円超の方は、その業務に係る現金預金取引等関係書類を5年間保存する必要があります。

# 青色申告制度

詳しくは「はじめてみませんか？青色申告」をご覧ください！



## ▶ 青色申告とは

「青色申告」は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告をするには、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

## ▶ 青色申告の主な特典

### ① 青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方については、所得金額から一定の金額（最高 65 万円、55 万円又は 10 万円）を控除することができます。

※ 65 万円の控除の適用を受けるためには、55 万円の控除の要件に加え、e-Tax による申告（電子申告）又は優良な電子帳簿保存を行うことが必要です。

### ② 青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、届出書に記載した範囲内で支給した給与の額のうち、仕事の内容や従事の程度等に照らして相当な金額として認められるものを必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

### ③ 純損失の繰越しと繰戻し

事業から生じた純損失の金額を、翌年以後 3 年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます【純損失の繰越し】。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます【純損失の繰戻し】。

※ 特定非常災害により損失が生じた場合は、一定の純損失の金額の繰越期間が 5 年になります。

## 各種ご案内

国税庁ホームページ内の各種サイト等もご覧ください！

### 電子帳簿保存法

税法上、保存が必要な帳簿書類を、紙ではなく、電子データで保存することに関する制度です。

詳しくは、「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。



### 帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置

帳簿の保存義務がある方が、売上げに関する帳簿を作成・保存していない場合などに、加算税が重くなることがありますので、ご留意ください。

詳しくは、「加重措置に関する Q&A」をご覧ください。



### 自宅からスマホやパソコンで e-Tax !

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信ができます。

詳しくは、「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。



### 記帳のしかたが分からぬ方へ

税務署では、記帳に関する指導を希望される方などに対して、記帳指導などを行っているほか、YouTube の国税庁動画チャンネルにおいても、記帳の方法の説明を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



国税庁

令和5年4月